

速度取締指針

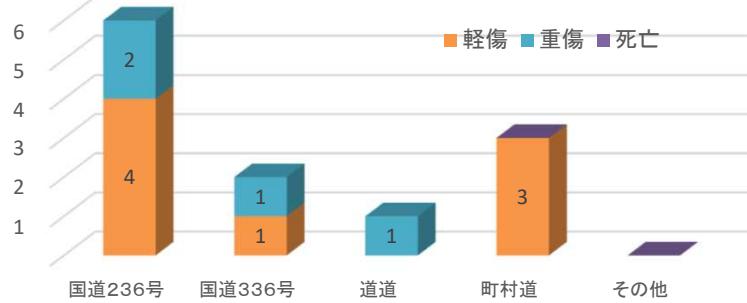
広尾警察署の速度取締りの重点

路線	時間帯	地域	規制速度
国道236号	10時～16時	郊外市街地	指定速度(40、50km/h)
国道336号	10時～12時 13時～16時	郊外市街地	指定速度(40、50km/h)

重点以外の路線や時間帯であっても、必要に応じて取締りを実施します。

広尾警察署管内の交通事故実態等

路線別の交通事故発生状況(過去5年(11月～4月))



過去5年間の11月～4月までの人身交通事故で交通量が多い場所である国道上での発生が多いです。冬季間に入り、凍結や積雪によるスリップ事故の危険性が高まりますので、速度を抑え、車間距離を広くとることが事故防止の基本となります。

国道236号・国道336号の時間帯別交通事故発生状況



人身交通事故を時間別で見ると、ほとんどの人身交通事故が昼間の時間帯に集中しています。

その他の交通指導取締りの要点

速度取締りのほか、市街地における交差点違反、シートベルト違反、携帯電話に係る取締り

令和7年5月から10月までの速度取締りの重点と取組状況

国道236号、国道336号を重点的に行うほか、速度が速くなる非市街地における速度取締りを実施する。

国道236号
国道336号
道道
町村道
その他

00-02時
02-04時
04-06時
06-08時
08-10時
10-12時
12-14時
14-16時
16-18時
18-20時
20-22時
22-24時